

▼災害ごみ・がれきの種類（例）

可燃系混合物



コンクリート系混合物



不燃系混合物



金属系混合物



木質系混合物



廃家電等



【廃家電等の画像の出典】

災害廃棄物対策フォトチャンネル～大規模災害時の災害廃棄物対策の記録～

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

【その他の画像の出典】

災害廃棄物対策情報サイト用語集

<http://kouikishori.env.go.jp/glossary/>

Q3 災害時に家庭から出るごみは、どこに出せばいいの？

A3 下記のような排出場所の設定が想定されています。

種別	排出場所
災害ごみ	区内に開設される地区集積所や仮置き場へ ※ 地区集積所・仮置き場は、開設場所の決定後にお知らせいたします。 ※ 被災範囲・世帯が限定的で、道路・歩道の通行に支障を来たさない場合は、近隣のごみ集積所となる場合もあります。
災害がれき	区内に開設される仮置き場へ ※ 仮置き場は、開設場所の決定後にお知らせいたします。
生活ごみ	平常時に利用されている近隣の集積所へ
し尿	携帯トイレ・紙おむつの場合は、衛生上の観点から、ビニール袋を二重にして、外に飛び出さないようにして、平常時に利用されている近隣の集積所へ

▼仮置き場のイメージ

令和元年東日本台風（台風第19号）による被害を受けた自治体の仮置き場の様子

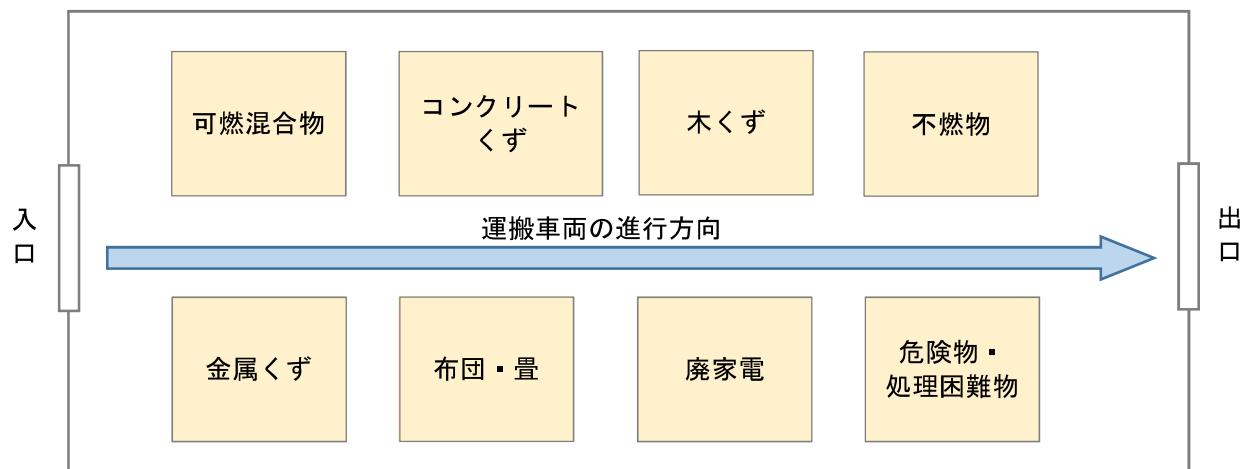


【画像の出典】

災害廃棄物対策フォトチャンネル～大規模災害時の災害廃棄物対策の記録～

http://kouikishori.env.go.jp/photo_channel/

▼仮置き場のレイアウト・分別例



Q4 災害時にごみを出す場合、何を注意すればいいの？

A4 災害時の混乱の中にあって、大変お手数ですが、円滑なごみの収集・処分、資源リサイクルのために、分別へのご協力をお願いします。

(1) り災証明書の提示

災害ごみの排出にあたっても、り災証明書の提出あるいは提示がない場合、便乗ごみの排出等を防ぐために、災害ごみとしての収集・受け入れをお断りすることも想定されますので、排出に必要な条件・手続のご確認をお願いいたします。

▼り災証明書とは？

り災証明とは、自然災害などにより家屋などが破損した場合、その程度を判定し証明するものです。この証明は、税の減免や被災者生活再建支援金、被災住宅の応急修理などの様々な支援を受ける手続きに必要とされます。

り災証明書の申請手続の詳細については、墨田区ホームページをご参照ください。なお、火災による、り災証明は消防署で受け付けています。

【URL】墨田区ホームページ り災証明書

https://www.city.sumida.lg.jp/kurashi/todokede_syoumei/risaisyumeisyo.html

(2) 粗大ごみの排出

災害後においても、日常生活や引っ越し等に伴って排出される粗大ごみに関しては、普段と同様に、粗大ごみ排出のお申込みが必要です。なお、災害後は、災害ごみの収集が優先されますので、一定期間、粗大ごみの収集が休止されることが見込まれます。



令和3年3月作成

〔発行〕墨田区資源環境部
すみだ清掃事務所

所在地：東京都墨田区業平五丁目6番2号
電話：03（5608）6922